

経済産業省

第4回 AI 利活用における民事責任の在り方に関する研究会 議事要旨

＜日 時＞ 令和8年1月14日（水）15:00～17:00

＜場 所＞ みずほリサーチ＆テクノロジーズ主催 オンライン会議（Microsoft Teams）

＜出席者＞ 大塚座長、稻谷構成員、江間構成員、柿沼構成員、宍戸構成員、白石構成員、中原構成員、橋本構成員、福岡構成員、松尾構成員

＜オブザーバー＞ 関係省庁・関係団体

1) 第3回研究会の議論の内容について

資料3の3～4頁に基づき、事務局から前回研究会の討議概要と対応方針について説明が行われた。

2) 報告書案について

資料3の5～10頁および資料4に基づき、事務局から本研究会の報告書案に関する説明が行われた後、以下のような討議が行われた。

【AIの類型（論点1）：事例区分の名称について】

- AIの利用形態を、2つに区分して整理する方向性については、賛成である。
- AIの類型の名称について、AIの判断を尊重しながら用いるという点は、「補助利用型」でも同様である。AIの自律的判断を予定し、これを受容することに本質があるとする、「判断補助利用型」や「自律判断受容型」といった名称も考えられるのではないか。
- 「判断尊重型」という名称は、AIの判断を尊重する必要性や尊重する義務があるかのような誤解を招く懸念がある。また、判断尊重型AIに関する記載には、必ずしも判断を尊重しない場面が含まれると考えられることとも整合しない。「補助型」、「自律型」といった簡潔な名称としたほうが良いのではないか。
- 「判断尊重型」という名称について、判断や行動を代替する前提で提供されるといった記載があるところ、「代替」ではなく「尊重」とした理由が分かりにくい。また、画像生成等の文脈では「判断」よりも「出力」と表現するほうが正確である。名称の主語が異なったりすると誤解が生ずるため、「判断補助型」と「判断代替型」、あるいは「補助型」と「代替型」といった名称が良いのではないか。
- 「判断尊重型」という名称について、やや分かりにくい印象を受ける。「判断補助型」

と対比させたときに対象が不明確であり、「尊重」という言葉にも違和感がある。「代替」や「依存」といった案もあるが、一般的な読者にとっての理解のしやすさや、英訳されることも踏まえた用語選定が必要である。

- ・ 「判断尊重型」という表現は、AI が何かの判断を尊重しているかのような誤解を与える懸念がある。本来的には「AI 出力重視型利用」などが良いかも知れず、再考の余地がある。
- ・ 「補助」と対になる概念として、「受容」という表現を用いる案もあるが、「補助」として利用する場合も受容する側面があるため、厳密には対比が正確ではない。AI の挙動を監督して使う「補助」に対し、AI の判断に従って処理するという意味での「依拠」も考えられ、「補助」と対になる概念を上手に使った方が良い。

【AI の類型（論点 1）：事例の整理や説明について】

- ・ 各類型内部の多様性について整理が必要である。想定事例 6（自動走行ロボット）について、製造物責任から論じるという順序は、AI を組み込んだ製造物の安全性が本質であるため正当であるが、このような構造の特徴について、冒頭で言及すべきである。「判断尊重型 AI」の事例も多様であり、ある程度の偏差があることを説明する必要がある。また、「補助利用型 AI」について、想定事例 1（配送ルート最適化 AI）は人の判断を AI が代替しているとはいえないケースである。想定事例 2（弁護士業務支援 AI）、3（画像生成 AI）、4（取引審査 AI）は、AI が人の判断を代替する点で共通するが、想定事例 2 は、最終的な判断が人でなければならないケース、想定事例 3、4 は AI の判断について一定の検証が求められるケースと整理できる。その上で、想定事例 3、4 は、AI の出力自体が権利侵害を内包し得るため、利用者がそのまま出力結果を使ってはならないという点で共通するが、出力の権利侵害性や対処の必要性をどれだけ人が容易に判断できるかという点に違いがあり、利用者が負う義務の在り方が異なる。
- ・ 人の操作や介入を前提としないシステムに関する裁判例に関する記載は、各類型に直接的に関係しないため、記載場所を移動すべきである。また、判断尊重型 AI に該当するための必要性について、作業効率の顕著な向上だけでよいのかは再考すべきである。さらに、補助利用型 AI 及び判断尊重型 AI の区分に関する記載の構成について、まず「補助利用型 AI」にしか該当しない場合を整理した上で、どちらの類型にも当たり得る場合について判断補助型 AI に該当するための要件を説明したほうが分かりやすい。

【AI エージェント（論点 2）について】

- ・ AI エージェントに関し、利用体制の構築及び運用に関する注意義務の記述については、全体としては違和感はない。
- ・ もっとも、AI エージェントが外部ツールやシステムと連携してアクションを起こす際のリスクの観点からの言及を追加することが考えられる。

- AI エージェントの想定事例について、「判断尊重型 AI」に当たり得るものの一例とするのであれば、AI エージェントが担う業務をより高度な、AI に判断を委ねる必要性がある事例とすることが望ましい。現状の想定事例は分かりやすいが、「判断尊重型 AI」に該当する必要性が高い印象は受けなかった。
- AI エージェントの回答が取引の勧誘に当たることを前提として付記すべきと思われる。また、判断尊重型 AI に当たる場合に、AI 利用者がいくら注意を尽くしても AI が誤った回答をすることがあるが、このような場合であっても AI 利用者に責任を負わせる余地はあると考える。

【想定事例 3（画像生成 AI）について】

- 想定事例 3 の事例 a について、AI の機能自体は画像生成を行うものであり、パブリティ権侵害になるかどうかの判断は人が行うこととなり、AI の機能や射程と異なる。したがって、「AI の判断を尊重する」といった表現は馴染まないのではないか。
- 想定事例 3 の事例 b における帮助責任について、カラオケ装置のリースに関する裁判例が挙げられているが、カラオケの場合は利用店へのリースという形態上、権利侵害の蓋然性が高く、相手方を選ぶ義務が生じるのに対し、AI は一般的に提供されるものであるため、権利侵害の可能性を下げる措置等が注意義務の中心になるという違いがあるものと思われる。
- 想定事例 3 の事例 c について、他の事例との連続性が薄いため、記述を分ける等の工夫をした方がよいと思われる。
- 想定事例 3 の記載について、AI 利用者の責任と AI 開発者・提供者の責任が混在しており分かりにくいため、見出しを追加するなどして責任の主体ごとに整理すべきである。
- 正則化項に関するコラムの記述について、やや簡略化しきりでいる面はあるものの、技術的な内容を簡易に伝える内容としては妥当と考える。

【想定事例 4（取引審査 AI）について】

- AI 利用者の責任について、AI の判断過程に対して AI 利用者が注意義務を負うとの記載になっているが、これが「判断尊重型」の責任に近い記載となっているため、整理が必要である。
 - 想定事例 4 について、出力結果のバイアスを一見して判断することは困難であるため、AI 利用者の最終的な判断において適正な範囲で AI の出力を利用するためには、モデル選定等の判断過程の注意義務が主軸になると整理した。これは、AI の特性に応じた注意義務と考えている。（事務局）
 - 想定事例 4 については、【利用者が】最終的なアウトプットをコントロールする責任はあるものの、AI による個々の出力の当否を利用者が判断し難いことが特徴で

ある。そのため、アウトプットの適切性をコントロールする責任として、【利用者が】データを集めて介入できる仕組みを作つておくという注意義務にならざるを得ない。判断尊重型 AI と注意義務が類似する面はあるものの、このように明確に区分し難い事例が出現し得ることも AI の特性の一つと考えられる。

→ 想定事例 4 は、個々の出力の検証が困難である点において「判断尊重型」にも当たり得るグレーディングの事例であるため、各事例の性質の違いを明確に整理すべきである。

- ・想定事例 4 について、賃貸業者が AI の出力を採用している以上、その出力については賃貸業者が責任を負うと端的に考えるべきではないか。
- ・取引審査 AI に関するバイアスや品質モニタリングについては、一般的な手法が定まっているわけではないため、具体的な記載を検討するのが難しい。

【想定事例 5（外観検査 AI）について】

- ・AI 提供者・利用者の責任についての記載箇所に判断尊重型 AI への該当性に関する記載があるため、構成上、別の箇所に移動すべきである。

【想定事例 6（自動走行ロボット）について】

- ・欠陥判断の方法について、自律的に動作する機械に即した統計的基準や個別状況基準がうまくいかないから従来型基準を用いる、という論理構成は適切か。AI のリスクというよりは機械の危険性が問題となる事例も多いため、従来型の欠陥判断基準で対応できることを明確に記述した方がよいと思われる。
- ・現状従来の工業機械等と同様の考え方で欠陥を判断するとされている論理構成について、自律的に動作する機械特有の要素と従来の要素とを総合的に考慮するといった整理が適切ではないか。

【全体の構成・表現について】

- ・一般読者にとっての分かりやすさを向上させるため、6 つの想定事例の関係性や全体像を示す図表を作成することも考えられる。
- ・法律の専門家ではない一般の読者にとっても、どこを見れば大枠がつかめるかが分かるよう、概要の作成や図示等の工夫が必要である。
- ・本報告書で取り上げた事例は、網羅的なものではないことを明記したほうがよい。また、技術の進展に伴つて将来的なアップデートがあり得るのであれば、その点も明記した方がよい。
- ・AI 開発者・提供者の責任について、報告書全体として「例外的」と「限定的」という用語が混在しているため、「限定的」に統一すべきである。

- AI 開発者・提供者が「補助利用型 AI」として提供しているが、AI 利用者が「判断尊重型 AI」として使ってしまう場合など、認識の齟齬により問題が生じるケースも想定されるため、AI 開発者・提供者による説明責任が重要になる点に留意すべきである。

【資料 4・総論部分について】

- 総論部分の不法行為責任が当事者間の責任を形成するデフォルト・ルールであるという趣旨の記載について、当事者間の契約による責任関係の明確化においても、対被害者の損害賠償請求が重要であることをより明確に記載すべきである。
- 総論部分で引用されている ATM の預金払戻しに関する裁判例について、当該裁判例が「判断尊重型 AI」に直結するかのような記述は誤解を招くため、あくまで当該裁判例を押し進めるとどうなるかといった表現に修正すべきである。
- 判断尊重型 AI の注意義務として、「AI システムの利用体制の構築」等の記載があるが、「利用」という言葉が狭く捉えられる懸念があるため、「AI システムを組み入れた業務プロセスの構築」等の表現も検討すべきである。

3) 全体を通して（座長総括）

- 構成員の皆様の議論に改めて感謝申し上げたい。今後の報告書案の最終的な検討・確定については、座長一任とさせていただきたい。（異議なし）
- 多くのご意見をいただいた「判断尊重型」の類型の名称については、「出力依拠型」や「出力受容型」等の他の候補も踏まえて、事務局と改めて検討したい。

4) 経済産業省挨拶

- 全 4 回の研究会における精力的な討議に深く感謝申し上げたい。本研究会での議論は、今後各業界におけるガイドラインや契約等において、個別具体的な責任分界を明らかにしていく際にも重要な基礎となるものである。政策セクションとしても、議論をしっかりと消化し、世界で最も AI を開発・活用しやすい国の実現に向け、政策反映を図っていきたい。

＜お問い合わせ先＞

商務情報政策局 情報経済課

電話：03-3501-1511（内線：3961～3963）